



海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 26 日

海老名市長

内野



海老名市条例第 2 号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「536,000円」を「589,000円」に改め、同条第2号中「451,000円」を「496,000円」に改め、同条第3号中「422,000円」を「464,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議会議員の任期が始まる日から施行する。



海老名市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月26日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 3 号

海老名市行政手続条例の一部を改正する条例

海老名市行政手続条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を海老名市公告式条例（昭和30年条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項」を「同条第4項中「第1項」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

第36条第4項中「第37条第1項」を「第38条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の海老名市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第21条第3項（新条例第24条後段において準用する場合を含む。）及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

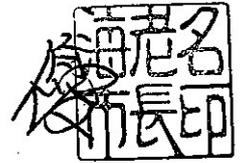


海老名市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 26日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 4 号

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について

は、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（

同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての

世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 26 日

海老名市長

内野



海老名市条例第 5 号

海老名市市営住宅条例の一部を改正する条例

海老名市市営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第13条において」を削り、同条第2項ただし書を削る。

第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第43条の2第1項中「5年間に限り」を「5年を超えない範囲内において」に改める。

第53条第1号中「特定優良賃貸住宅法施行規則」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」に改め、「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削り、同条第2号中「特定優良賃貸住宅法施行規則」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」に改める。

附 則

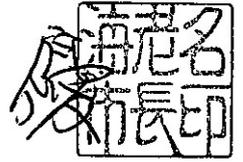
この条例は、公布の日から施行する。



海老名市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 26 日

海老名市長



海老名市規則第 1 号

海老名市市営住宅条例施行規則の一部を改正する条例

海老名市市営住宅条例施行規則（平成9年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び第7号、」を「、第7号及び」に改める。

第29条第2項第1号中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



海老名市告示第33号

令和8年第1回海老名市議会定例会において可決された下記予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月26日

海老名市長 内野



記

議案第26号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第11号）

令和8年2月24日

海老名市長

内野 優 殿



海老名市議会議員

永井 浩 介



予算の議決について（送付）

令和8年2月24日第1回海老名市議会定例会において、議決した下記の予算を、地方自治法第219条第1項の規定により、別紙のとおり送付します。

記

議案第26号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第11号）

以上

議案第26号

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度海老名市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,424,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

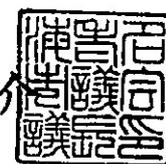
第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月24日提出

海老名市長 内野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永井 浩



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 13,844,524	千円 309,682	千円 14,154,206
	1 国庫負担金	9,382,253	309,682	9,691,935
15 県支出金		4,809,032	99,667	4,908,699
	1 県負担金	3,017,613	85,781	3,103,394
	2 県補助金	1,309,107	13,886	1,322,993
18 繰入金		2,588,478	252,966	2,841,444
	2 基金繰入金	2,403,884	252,966	2,656,850
20 諸収入		2,592,224	181,500	2,773,724
	4 雑入	2,493,698	181,500	2,675,198
歳入	合計	66,580,586	843,815	67,424,401

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 28,059,481	千円 518,203	千円 28,577,684
	2 児童福祉費	12,652,628	518,203	13,170,831
7 商工費		2,688,067	325,612	3,013,679
	1 商工費	2,688,067	325,612	3,013,679
歳 出	合 計	66,580,586	843,815	67,424,401

第2表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 商工費	1 商 工 費	生活応援商品券発行業務	2,343,666	生活応援商品券発行業務	2,669,278